



2018.12.21

コチ コンサルティング

実施が延期になるとの噂もながれていた新個人所得税法は、意見公募された実務細則の公布に先駆け、年明けの1月1日より実施されることが12月19日に公告されました。12月17日付の税務総局発行の申告操作指南もオンライン配布されています。月次累計予納が基本とされ、企業の控除業務の煩雑化は避けられないと思われます。また、**現在手取り賃金額で労働契約を約定している場合、新所得税法にのっとりた税額計算は困難となることが明確になり、至急の対応が必要です。**実務に関しては今後の修正も予測されますが、本号では、現在の公開情報に基づく個人所得税法の実務概要を報告致します。



注目 Q & A

- ① 居留許可を日本でキャンセルできますか？ <https://cochicon.com/159qa-1>
- ② 理事会のメンバーは法定代表になれますか？ <https://cochicon.com/159qa-2>

【セミナーご案内】 華東地区 人事管理実態一斉調査 報告会（蘇州）

期日 2019年1月24日（木） 14:00~17:00

詳細/お申込み <https://cochicon.com/2959.html> / https://cochicon.com/seminar_apply

お問合せ：[E-mail] info@cochicon.com 【TEL】021-6418-8983【事務局】コチコンサルティング 中山、顧、秦

内容 【人事・労務情報】

- 新個人所得税法に基づく個人所得税の計算方法
- 専項付加控除申告の手続き概要

人事・労務情報

■ 新個人所得税法に基づく個人所得税の計算方法

源泉徴収人（雇用企業）は賃金支給時に、個人所得税を月次控除・予納すること、主管税務機関に《個人所得税控除申告表》を提出することが義務付けられました。

新個人所得税法概要：<https://cochicon.com/3007.html>

一般的な従業員である、居民個人への月次賃金報酬支給時の個人所得税計算は下記です。

対象期間予納税額 = (累計預控預納納税所得額 * 1 × 預控率 * 2 - 速算控除数 * 3) - 累計減免税額 - 累計納税額

* 1 累計預控預納納税所得額

= 累計収入 - 累計免税収入 - 累計基礎控除 * 4 - 累計専項控除 * 5 - 累計専項付加控除 - 累計その他法定控除

* 2 預控率：従来の累進課税税率と同率

* 4 累計基礎控除：5,000元/月 × 納税人の当年の（当社）在職月数

* 5 累計専項控除：社会保険個人負担部分、住宅積立金個人負担分 等

居民個人・賃金報酬 個人所得税預控率表

級	累計所得額	預控率 (%)	速算控除数 * 3	級	累計所得額	預控率 (%)	速算控除数
1	~36,000	3%	0	5	420,000.01~660,000	30%	52,920
2	36,000.01~144,000	10%	2,520	6	660,000.01~960,000	35%	85,920
3	144,000.01~300,000	20%	16,920	7	960,000.01~	45%	181,920
4	300,000.01~420,000	25%	31,920				

【例：月次賃金（社会保険個人負担部分、住宅積立金個人負担部分（上記 * 5）控除後）15,000元の場合】

支給月	給与	累計	基礎控除	基礎控除累計	累計課税所得	預納率	速算控除数	個人所得税	累計納税額	手取給与
1月	15,000	15,000	5,000	5,000	10,000	3%	0	300	300	14,700
2月	15,000	30,000	5,000	10,000	20,000	3%	0	300	600	14,700
3月	15,000	45,000	5,000	15,000	30,000	3%	0	300	900	14,700
4月	15,000	60,000	5,000	20,000	40,000	10%	2,520	580	1,480	14,420
5月	15,000	75,000	5,000	25,000	50,000	10%	2,520	1,000	2,480	14,000
6月	15,000	90,000	5,000	30,000	60,000	10%	2,520	1,000	3,480	14,000

■ 専項付加控除申告の手続き概要

● 月次預控預納が主たる納税手続き

6項目の付加控除項目（詳細：《[個人所得税専項付加控除暫定便法（意見公募稿）](#)》概要）のうち、大病医療費用以外は月次控除納税の選択が可能とされ、翌年3月～6月の確定申告を選択するのは

- ① 雇用企業に付加控除項目情報を公開したくない場合
 - ② 賃金報酬が無く、総合所得が労務報酬、原稿報酬、特許権使用費所得のみの場合
 - ③ 大病医療費支出項目が発生した場合
 - ④ 納税年度内に付加控除を利用できなかったその他の場合
- とされました。

● 月次預控預納の実務

月次の専項付加控除の為に、税務当局の申請フォーム（紙、ネット、アプリ）による申請、承認取得の上、控除額・納税額を計算して、月次納税を実施することになります。

専項付加控除申請方法

① 紙申告表による申告

税務局より紙の申請表を取得・記入の上、源泉徴収者（雇用企業）が税務申告ネットにアップロードし、翌月の税務申告時に提出する。提出された紙申請表を企業は保存しなくてはならない。

② 電子申告

- ・ 源泉徴収者（雇用企業）は税務局サイトより申告フォームをダウンロードする。
- ・ 申告フォームに必要事項を入力（ダウンロードフォームを社員に配布して記入させることが可能と思われます）⇒印刷⇒社員署名取得⇒会社押印⇒サイトにアップロードする。
- ・ 翌月税務申告時にサイトから税務申告実施。

③ 個人アプリによる申告

- ・ 社員個人単位で税務局所得税申告アプリをダウンロード（QRコードによるダウンロード可能）。
- ・ 社員個人がアプリにて必要情報を入力、税務局へ提出。
- ・ 税務局より源泉徴収者（雇用企業）納税サイトに控除情報が転記される。
- ・ 翌月の税務申告時にサイトから税務申告実施。

● 専項付加控除申告の必要な情報

上記の①～③のいずれの方法でも、控除申告の際には下記の情報の届け出が必要とされています。

控除項目	申請に必要な情報	
納税人情報	婚姻状況、配偶者氏名、配偶者身分証明書番号	
子女教育費用	子女氏名、子女身分証明書番号、生年月日、現教育開始日/終了予定日、海外留学の場合は証書要	
継続教育費用	学歴継続教育	開始日・終了予定、教育段階
	職業資格継続教育	批准日、資格名称、証書番号、発行機関
住宅ローン費用	不動産証書類別・番号、ローン類別、ローン金融機関、ローン契約番号、返済開始日、ローン月数	
住宅賃貸費用	主要勤務地（省・都市）、家主氏名・身分証明書番号/信用No.、賃貸契約番号、ローン開始・終了日	
老人扶養費用	一人っ子	被扶養者氏名・身分証明書番号・関係・誕生日
	非一人っ子	被扶養者氏名・身分証明書番号・関係・誕生日、共同扶養人氏名・身分証明書番号

NAVI

- ・ 申告開始日は1月1日からとされており、現段階では情報入力ができる状況ではありません。
- ・ 税務局の個人所得税専項付加控除申告アプリのダウンロードの成功率は現段階では高くないと言われており、成功率調査中の地域もあります。
- ・ 個人所得税実施条例、個人所得税専項付加控除暫定便法が公示され、修正が施される可能性もあります。